

市民参加の手續

市民参加及び市民自治活動条例第 7 条第 1 項に該当する事項は、同条例第 8 条の規定により、2 つ以上の手續手法を行うこととなります。

市民参加の手續を実施すべき事項の判断

市民参加の手續を実施すべき対象事項は次のとおりです（第 7 条第 1 項）。ただし、ここで掲げた事項以外にも、概ねこうした事項に該当すると思われるものについては、積極的に市民参加の手續を実施するよう努めるものとします（第 7 条第 4 項）。

◆市民参加の手續を実施すべき対象事項と具体例◆

	市民参加の手續の対象事項	具体例
①	本市の基本構想、基本計画の策定又は変更	総合計画における基本構想及び基本計画
	その他基本的な事項を定める計画等の策定又は変更	都市マスタープラン、環境基本計画、地域福祉計画、高齢者ゆめプラン、地域防災計画等、本市の方向性を定めるものや基本的な方針等を定めるもの
②	市政に関する基本方針を定める条例の制定若しくは改廃	自治基本条例、環境まちづくり基本条例、未来をつくる子ども条例等のほか、本条例が該当
	市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定若しくは改廃	ポイ捨て及びらん書の防止に関する条例、開発等事業に関する手續条例など
③	市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	ごみの収集方法、子ども医療、小中学校の通学区域など。これらには、計画や条例等に基づくもののほか、規則等に基づく制度もあります。
④	広く市民の公共の用に供される施設の設置等についての基本計画等の策定又は変更	<ul style="list-style-type: none"> ●地方自治法第 244 条の「公の施設」として条例で設置される学校、福祉会館、保育園等のほか、市の執行機関が設置する公園、道路など。 ●施設運営（利用時間、利用者の範囲、利用方法・手續など、市の執行機関の裁量で決めることができる事項） ●指定管理制度の導入 ※制度導入だけでなく、施設運用に関する他の事項（施設の利用時間など）と一体で検討することができる場合は、手續対象とすることも可能です。

市民参加の手續を実施する対象事項であっても、次のいずれかに該当する場合は、市民参加の手續を行わないことができます（第 7 条第 2 項）。ただし、手續の実施を否定するものではありません。

◆市民参加の手續の適用除外事項の例◆

	市民参加の手續の適用除外事項	具体例
①	緊急に行わなければならないもの	災害発生時など、市の執行機関としての意思決定を迅速に行わなければならない場合など
②	法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの	税法及びこれに基づく政令・省令によって一定の基準が示されているものなど
③	市の執行機関内部の事務処理に関するもの	職員人事、職員研修、職員定数のほか、会計、契約に関する規則等、市の執行機関が自らの責任と意志で決定すべきもの
④	地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他金銭の徴収に関するもの	地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの（地方自治法第 74 条第 1 項）や介護保険料など

上記の適用除外事項に該当し、市民参加の手續を実施しなかった場合においては、第 9 条に規定される「市民参加の手續の実施状況の公表」の中で、その理由を公表することとなります（第 7 条第 3 項）。

市民参加の対象事項と手続のフロー図

市民参加手続の対象事項の確認から、手続の方法及び結果の公表までをフロー図で示すと、次のとおりです。

Step1 【市民参加の手続の対象】となるかの確認（第7条第1項）

第7条 市の執行機関は、次に掲げる事項を実施しようとするときは、市民参加の手続を行わなければならない。

- (1) 日進市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定若しくは改廃
- (3) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 広く市民の公共の用に供される施設の設置等についての基本計画等の策定又は変更

該当

該当無

【市民参加の手続の実施（努力義務）】（第7条第4項）

4 市の執行機関は、対象事項以外のものについても、市民参加の手続を行うよう努めるものとする。

【市民参加の手続の対象】適用除外（第7条第2項）

2 市の執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市民参加の手続を行わないことができる。

- (1) 緊急に行わなければならないもの
- (2) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (3) 市の執行機関内部の事務処理に関するもの
- (4) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他金銭の徴収に関するもの

該当無

該当

【市民参加の手続の実施をしない理由の公表】（第7条第3項）

3 市の執行機関は、前項の規定により市民参加の手続を行わないこととしたものについては、その理由を公表しなければならない。

市民参加の手続の実施

(努力義務)
市民参加の手続の実施

Step2 【市民参加の手続の方法】の実施（第8条）

第8条 市の執行機関は、前条第1項の規定による市民参加の手続を行うときは、市民参加の手続によって得られた意見を施策に反映できるよう、適切な時期に次に掲げる方法のうちから、2以上の方法により行わなければならない。

- (1) 附属機関等の設置
- (2) ワークショップの開催
- (3) パブリックコメント手続の実施
- (4) 意向調査の実施
- (5) 説明会等の開催
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が適当と認める方法

2 前項の規定にかかわらず、法令に基づき実施する対象事項で、当該法令に市民からの意見の聴取に関する手続が定められているものについては、当該法令に定められている市民からの意見の聴取に関する手続（以下「法定手続」という。）が1の方法の場合には、同項各号に掲げる方法のうち法定手続とは異なるものを1以上の方法により行わなければならない。

Step3-1 【市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表】（第9条）

第9条 市長は、毎年度、その年度における市民参加の手続の実施予定及び前年度における市民参加の手続の実施状況を取りまとめて公表しなければならない。

Step3-2 【公表の方法】（第10条）

第10条 この条例の規定による公表は、次に掲げる方法のうちから、2以上の方法により行わなければならない。

- (1) 当該公表事項を所管する部署の窓口、情報公開窓口又は日進市の公共施設での閲覧又は配布
- (2) 日進市の広報紙への掲載
- (3) 日進市のホームページへの掲載
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市の執行機関が適当と認める方法

Step4 【市民参加の手続の実施】

- ①附属機関等（第11条―第13条）
- ②ワークショップ（第14条―第16条）
- ③パブリックコメント手続（第17条）
- ④意向調査（第18条）
- ⑤説明会等（第19条）

2つ以上実施！

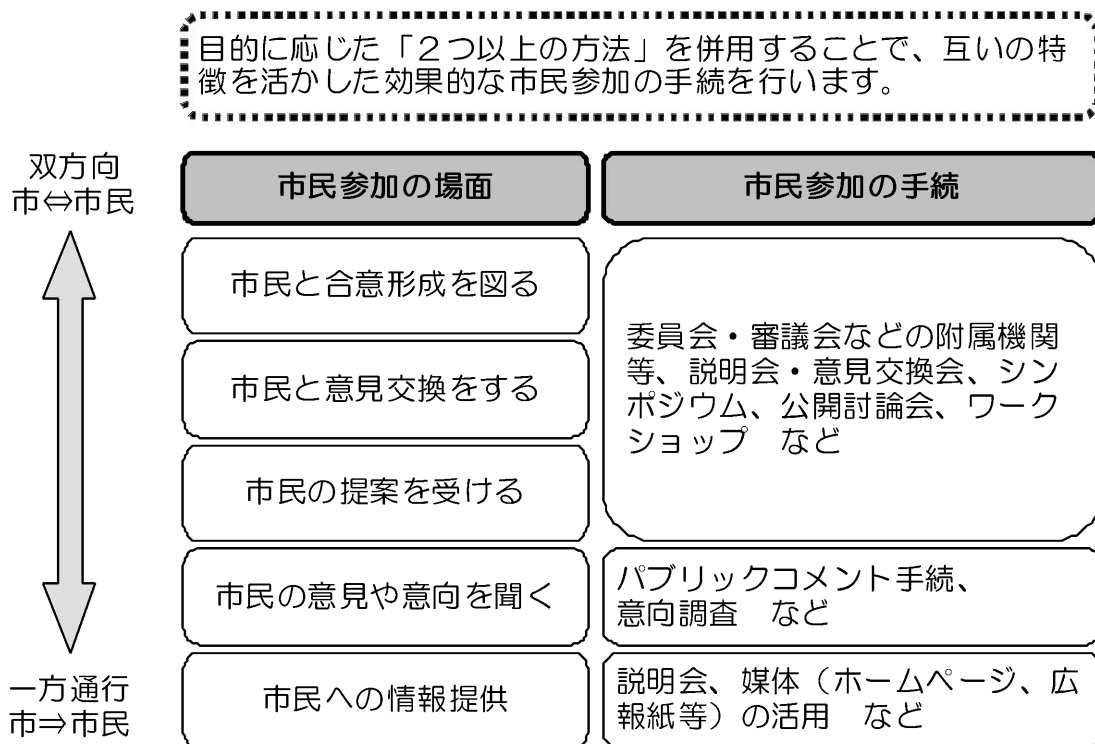


市民参加の手續方法の選択

市民参加を実施する場合は、対象事項の性質や市民への影響、市民の関心度を考慮して、できるだけ多くの市民意見を得ることができるよう、目的に応じた有効で最も効果的と思われる方法を選択することが重要です。また、できるだけ多くの市民が参加しやすいように工夫することも必要です。

市民参加場面により、有効な市民参加手續は異なることと、市民参加の手續方法にはそれぞれ特徴があるため、「2つ以上の方法」を併用し、互いの特徴を活かした効果的な市民参加の手續を行うこととなります。

なお、法令等において、「市民からの意見の聴取に関する手續」が定められている場合（例：〇〇計画の縦覧など）は、それに基づく手續のほか、残り1つ以上の方法を行うことで「2つ以上の方法」を併用することになります。



市民参加の手續を一場面に取り入れただけでは、一部の意見しか把握できない場合があります。そのため、事業進捗の段階ごとに複数の市民参加場面をつくる必要があります。

また、市民参加の手續を実施する「適切な時期」は、対象事項によって異なります。全体のスケジュールを考慮しながら、市民へ情報を公開することによって十分な議論を行うことができるとともに、市民の意見を施策に反映することができる余地がある段階で市民参加の手續を行うことが必要です。

市民自治活動の支援及び協働の原則

市民自治活動の支援と、コミュニティ及び市の執行機関が協働を推進するに当たっては、コミュニティと市の執行機関のそれぞれが、共通認識として次の5つの原則を遵守する必要があります。

(1) 対等の原則

コミュニティと市の執行機関は、上下の関係ではなく、ともに自治の主体として対等なパートナーであることを認識し、お互いの活動において自主性及び自立性を尊重すること。

(2) 相互理解の原則

コミュニティと市の執行機関は、その成り立ちや構成メンバーのほか行動原理や価値観などが異なるため、お互いの立場や特徴の違いを認識し、信頼関係の形成を築くこと。

(3) 共有の原則

コミュニティと市の執行機関は、解決すべき課題や協働事業によって達成しようとする目的、目標及び実施に必要な情報をお互いに提供し、共有すること。

(4) 役割分担の原則

コミュニティと市の執行機関は、お互いの立場と特徴を活かせるよう、あらかじめ適切な役割分担を行うとともに、役割に応じて責任も分担すること。

(5) 透明性の原則

コミュニティと市の執行機関は、透明性の確保と情報の公開のためにも、市民自治活動の支援及び協働の過程について公開すること。

※協働の定義

共通の目的を持った市民・市議会・市の執行機関が、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に協力・支援・共同しながら課題解決に取り組むこと。

市民自治活動の支援及び協働の領域

公共の領域には「各主体（市民、コミュニティ、教育機関、企業）の主体性と責任のもとに行う領域」「市の執行機関の主体性と責任のもとに行う領域」「各主体と市の執行機関がそれぞれの主体性のもとに協力する領域」など、さまざまな領域が存在します。

こうしたさまざまな領域の中で、支援と協働にふさわしい領域は、公益の実現という目的を共有でき、協力できる部分です。

次に示す図は、支援と協働の領域をモデル的に表したものです。この図では、B、C、Dが支援と協働にふさわしい領域となります。

← - - - - - 公共の領域 - - - - - →

各主体	支援と協働の領域			市の執行機関
	A	B	C	D
行各 う主 領体 域の 主体 性と 責任 の もと に	行行各 う機主 領関体 域のの 支主 援体 及性 びの 協も 力と にに よ市 つの て執	はれ各 各の主 主主体 体と 性を市 支のの 援も執 す行 るに機 領協 域力 し、 又そ	をに市 得、の な各執 が主行 ら体機 行を関 う支の 領援主 域し、 又は 協と 力	も市 との に執 行行 う機 領関 域の 主体 性と 責任 の

※各主体（市民、コミュニティ、教育機関、企業）

市民自治活動の支援及び協働の推進に向けた施策

(1) 活動拠点の管理運営

本市は、市民自治活動の拠点として「にぎわい交流館」を設置しています。同館を起点として、市民自治活動についての情報の受発信や相談業務、事務所機能の提供等、活動拠点としての機能の充実に努めます。

(2) 市民自治活動への助成

助成や補助等、市民が行う自主的で公益的な活動を支援するものです。市民自治活動の発展段階に応じた活動資金の支援ができるよう、既存の制度を含めた改善等に努めます。

(3) 情報の受発信

にぎわい交流館でのチラシの設置やホームページ、メールマガジン等、市民自治活動に関する情報の収集や発信の充実に努めます。

(4) 交流の場づくり

市民とコミュニティとを結びつける交流の場づくりに努めます。

市民自治活動を単独のコミュニティのみで実施していると、活動の内容や幅に限界がでてきますが、複数の団体が連携することで新しい活動の展開が期待されます。また、これから活動を始めたいという市民が、既に活動を行っているコミュニティに参加することで、活動の担い手も広がっていきます。

なお、市の執行機関は、市民とコミュニティはもちろん、コミュニティ同士を結びつけるコーディネーターの役割を果たすことが求められます。

(5) 人材の育成等

コミュニティのスタッフのスキルアップだけでなく、本市職員が市民自治活動やコミュニティとの協働に対する理解を深められるよう、研修等を通じた人材育成に努めます。

(6) コミュニティとの連携

(1) から (5) までについて、コミュニティのニーズを的確に反映することで、より効果の高い施策を実施できる場合などは、市の執行機関単独ではなく、コミュニティと連携して実施することもできます。